

平成31年度予算にかかる地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日からの消費税の引き上げに伴い、本町の歳入である地方消費税交付金も交付率が1%から1.7%へと引き上げられました。

このうち0.7%の引き上げ分(社会保障財源化分)については、町が行う社会保障施策経費に充てることとされており、下記の社会保障施策に要する経費に使わせて頂きますのでお知らせします。

なお、地方消費税交付金の引上げ分の各施策への充当方法は、社会保障施策経費の一般財源総額に対する各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 56,435千円

【歳出】 社会保障施策経費(総額) 877,996千円

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
社会福祉	高齢者福祉事業	39,669			2,377	37,292	8,997
	障害者福祉事業	225,847	169,295			56,552	
	社会福祉事業	33,600	16,800			16,800	
	母子福祉事業	38,914	9,584			29,330	
社会保険	介護保険事業	265,026	2,524			262,502	32,569
	国民健康保険事業	72,431	31,305			41,126	
	高齢者医療事業	253,612	50,537			203,075	
保健衛生	病院事業	201,146				201,146	14,869
	疾病予防対策事業	22,089				22,089	
	医療提供体制確保事業	6,300		5,900		400	
	成人保健事業	9,281	320		1,277	7,684	
合計	1,167,915	280,365	5,900	3,654	877,996	56,435	